

許 可 証

指令第25号

住 所 愛知県刈谷市大正町六丁目203番地

氏 名 ヒラテ産業 有限会社
代表取締役 平手 裕樹

令和3年5月31日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
次によりこれを許可する。

令和3年6月 日

半田市長 榊原 純夫



業 務 の 区 別	一般廃棄物処理業 (収集・運搬)
取扱廃棄物の種類	事業所から排出される一般廃棄物
業 務 の 区 域	半田市内
許 可 期 間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
許 可 の 条 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例等の関係法令を遵守すること。 2. 申請書に記載されている事項に相違しないこと。 3. その他、市長が必要と認めた指示事項を遵守すること。